長期使用構造等確認料金 (共同住宅等)

【新築】

全住戸数をMとし、延べ面積に応じて、下表に示す額とします。

単位:円(税込)

延べ面積(㎡)			単独申請				設計住宅性能評価と		
			基本料金		戸当り料金		同時申請		
200	~	1,000	16,500	+	4,950	× M	3,300	×	М
1,000超	~	2,000	33,000	+	4,950	× M	3,300	×	М
2,000超	~	3,000	49,500	+	4,950	× M	3,300	×	М
3,000超	~	5,000	82,500	+	4,950	× M	2,750	×	М
5,000超	~	7,000	115,500	+	4,950	× M	2,750	×	М
7,000超	~	10,000	165,000	+	4,950	× M	2,750	×	М
10,000超	~	15,000	231,000	+	4,400	× M	2,200	×	М
15,000超	~	20,000	308,000	+	4,400	× M	2,200	×	М
20,000超	~	30,000	462,000	+	4,400	× M	2,200	×	М
30,000超	~	50,000	715,000	+	3,850	× M	1,650	×	М
50,000超	~	75,000	1,072,500	+	3,850	× M	1,650	×	М
75,000超	~	100,000	1,430,000	+	3,850	× M	1,650	×	М
100,000超	~		1,787,500	+	3,850	× M	1,650	×	М

(注記)

- 1. 小規模マンション(20戸以下)の場合は、M=20といたします。
- 2. 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途料金を加算します。
- 3. 計画の変更に係る長期使用構造等確認料金は、戸当り3,300円(税込)となります。 但し、軽微な変更については、戸当り1,650円(税込)となります。

【既存住宅の増改築】

住棟料金 165,000 円 + (住戸料金 7,700 円 × 戸数) (税込)

(注記)

- 1. 新築住宅時に長期優良住宅認定を受けている場合における増改築は、 新築時の計画変更料金となります。
- 2. 上記料金は、認定申請者から長期使用構造等確認を引き受ける場合の料金です。 所管行政庁からの依頼による場合は、別途見積となります。
- 3. 耐震性については、確認済証又は耐震診断証明書等により審査を行います。 (耐震診断義務付け対象建築物等の場合は、H27年国住指第3435号別表2 の方法による結果を添付する)
- ※ この料金表に定めのない事項については、別途協議といたします。